

2023年3月31日

協力会社の皆様へ

株式会社奥村組

インボイス制度対応方針

当社は、2023年10月から始まるインボイス制度に関し、以下の通り対応いたします。

1. 行動方針の策定

当社は、以下の行動指針を策定し、全従業員が遵守いたします。

- (1) お取引様に対する適格請求書発行事業者登録のお願いは、協力の依頼のみであり、強要はいたしません。
- (2) 適格請求書発行事業者登録をしないことを理由にして、発注とりやめや、消費税相当額の一部または全部を支払わない行為をいたしません。
- (3) 適格請求書発行事業者登録によって免税事業者から課税事業者に転換したお取引先様から、従前免税事業者であったことを前提に設定していた単価の見直しのお要請があったときに、価格交渉に応じず一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為をいたしません。

2. 相談窓口の設置

当社の消費税インボイス制度対応について、ご不明の点等がございましたら、下記の窓口にお問い合わせください。

〒545-8555

大阪府阿倍野区松崎町 2-2-2

株式会社奥村組 管理本部経理部経理課 インボイス相談窓口

TEL :06-6625-3975

FAX :06-6623-7459

以上